

国立大学法人群馬大学役員会規則第2条に規定する審議事項のうち同条第6号のその他役員会が定める重要事項に関する申合せ

令和7年3月27日
役員会決定

第1 この申合せは、国立大学法人群馬大学役員会規則(平成16年4月1日制定。以下「役員会規則」という。)第2条に規定する審議事項のうち、同条第6号のその他役員会が定める重要事項について定めるものとする。

第2 役員会規則第2条第6号のその他役員会が定める重要事項は次のとおりとする。

- (1) 本学の規則等で役員会の審議、審査等を経ることとされている事項
- (2) 本学の将来構想、経営方針、教育研究方針、入試方針等に関する事項
- (3) 大規模な災害に対する対応やその計画、毒劇物対策等教職員及び学生の安全に関する事項
- (4) その他学長が必要と認める事項

第3 第2の各号に定める事項を変更するときは、役員会で決定するものとする。